

平成30年12月27日

お客さま各位

西中国信用金庫

「後見支援預金」取扱開始について

当金庫は、平成31年1月7日（月）より、成年後見支援信託と同等の機能を備え、手続きが簡便で費用のかからない「後見支援預金」の取扱いを開始します。

当金庫では、本預金の取り扱いにより、社会問題化している後見人による不正な預金の引き出しの防止に努めるとともに成年後見制度の普及に貢献してまいります。

記

- | | |
|---------|--|
| 一、名 称 | 後見支援預金 |
| 二、取扱開始 | 平成31年1月7日 |
| 三、利用対象者 | 家庭裁判所が「後見支援預金」新規契約にかかる「指示書」を交付した者 |
| 四、特 徴 | <ul style="list-style-type: none">・ 家庭裁判所の指示書に基づき取引を行います。・ 普通預金として取扱い、キャッシュカードは発行できません。・ 最低預入単位の制限はありません。・ 定期預金の金利を付与します。（店頭表示金利1年もの）・ 自動振込の基本手数料を免除します。・ 振込手数料（自動振込含む）を免除します。 <p>〔ただし、後見支援預金口座から成年後見人が別途管理する生活口座へ振替える場合の振込手数料に限ります。〕</p> |

※ お問い合わせ先

西中国信用金庫 営業統括部（担当：嶋本）

電話番号 083-223-4936（平日9:00~17:45）